

## 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）の 策定について

男女共同参画課

### 1 計画の根拠

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）  
第2条の3第1項

### 2 全体的事項

#### (1) 計画の目標

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

#### (2) 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

### 3 計画の対象

#### ○配偶者等からの暴力

- ・配偶者暴力防止法第1条で規定する配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）、及び同法第28条の2に基づき同法を準用する生活の本拠を共にする交際相手からの暴力（配偶者からの暴力）
- ・生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）

なお、「配偶者等からの暴力」と関連の深い課題である、ストーカー行為など特定の相手からの暴力、性暴力に関する施策についても本計画の実施策の一部に盛り込む。

### 4 計画を推進するための基本的な視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 被害者及びその関係者に対する安全の確保への配慮
- 県、市町村、関係機関、民間支援団体による被害者支援ネットワークの構築

### 5 重点施策

計画を推進するための実施施策の中から14の施策を重点施策として推進

- (主な指標)
- ・配偶者暴力相談支援センター設置市町村数  
20市（R3.7.1現在） → 30市（R8年度末）
  - ・デートDV防止講座の実施

年20校以上

# 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)(案)の体系

目標: 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

基本目標	施策の基本的な方向	実施施策
I 暴力を許さない社会づくりの推進	1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	①DV防止に係る広報・意識啓発 ②人権啓発の推進
	2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	①人権教育の推進 ②いじめや暴力行為の防止の推進 ③ <b>生命(いのち)の安全教育の推進&lt;重点1&gt;</b> ④教員、保育従事者等への研修の実施
	3 若年者に対する予防啓発の推進	① <b>デートDV防止啓発の推進 &lt;重点2&gt;</b> ②生命(いのち)の安全教育の推進(再掲) ③デートDV予防のための教育の推進
	4 子供に及ぼす影響に関する理解の促進	①DVが子供に及ぼす影響に関する啓発 ②教員、保育従事者等への研修の実施(再掲)
	5 加害者に向けた取組の推進	① <b>加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置&lt;重点3&gt;</b> ② <b>加害者とならない予防啓発の推進&lt;重点4&gt;</b> ③加害者への対応に関する調査研究
II 被害者の安全確保と支援体制の充実	1 早期発見のための取組強化	①医療関係者による発見・通報等の協力 ②保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進 ③教員、保育従事者等への研修の実施(再掲) ④民生委員・児童委員等への広報や研修の実施
	2 警察における被害防止活動の推進	①適切な対応策の助言と援助の実施 ②加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置(再掲) ③ストーカー加害者の更生のための働きかけの実施 ④再被害防止措置の実施 ⑤警察職員に対する研修の強化
	3 相談体制の充実	①婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化 ②県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化 ③県福祉事務所の相談・支援機能の強化 ④警察におけるDV被害者等の相談対応の充実 ⑤ <b>市町村における相談機能等強化への支援 &lt;重点5&gt;</b> ⑥民間団体における相談に対する支援 ⑦専門的な相談等への対応強化 ⑧災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化への対応 ⑨ <b>若年者向けの相談体制等の充実 &lt;重点6&gt;</b> ⑩男性被害者への相談体制の充実 ⑪LGBTQなど性的マイノリティの方への相談体制の充実 ⑫性暴力被害者のための相談・支援の充実
	4 保護体制の充実	① <b>一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実 &lt;重点7&gt;</b> ②夜間・休日等の緊急保護体制の充実 ③一時保護委託の積極的な活用 ④広域的な保護の実施 ⑤中長期的な支援を要する被害者支援のあり方の検討
	5 外国人、障害者、高齢者への支援	①外国人への支援 ②障害者への支援 ③高齢者への支援
	6 関係機関の支援ネットワークの充実	①県域ネットワークの充実 ②地域ネットワークの充実
	7 被害者に関する個人情報の保護	①住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知徹底と適切な運用 ②関係機関における個人情報の適切な管理
	8 職務関係者の配慮と資質の向上	①DV相談ハンドブックの活用 ②専門研修の充実 ③地区別事例検討会の実施 ④二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化

基本目標	施策の基本的な方向	実施施策
Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実	1 住宅の確保に関する支援	① 県営住宅の期限付入居制度等の実施 ② 市町村営住宅における協力要請 ③ 民間賃貸住宅に対する働きかけ ④ 民間賃貸住宅への入居支援 ⑤ 住居確保給付金の支給 ⑥ 母子生活支援施設への入所措置による支援 ⑦ 民間ステップハウスの活用
	2 心の回復に関する支援	① 継続的な心のケアの実施体制の構築 ② グループ相談会等による自立支援の充実 <b>③ DV被害者とその子供に対する心のケアの実施 &lt;重点8&gt;</b> ④ 民間団体による継続的自立支援
	3 就業に関する支援	① 配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供 ② 就業支援・職業訓練施策による支援 ③ 母子・父子福祉センターにおける就業支援 <b>④ 一時保護施設における就業支援 &lt;重点9&gt;</b> ⑤ 県男女共同参画推進センターにおける自立支援講座の実施 ⑥ 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い ⑦ 民間団体による継続的自立支援（再掲）
	4 経済的な支援	① 生活保護の適切な実施 ② 子育てに関する経済的な支援 ③ 経済的支援制度に関する活用支援 ④ 国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知 ⑤ 介護保険に関する取扱いの保険者への周知
	5 法的手続に関する支援	① 保護命令等法的手続の利用に向けた支援 ② 警察による被害者の安全確保
	6 地域における支援	<b>① 安定的な自立に向けての継続的支援 &lt;重点10&gt;</b> <b>② 民間団体による継続的自立支援 &lt;重点11&gt;</b> ③ 民間団体等が地域で実施する集会への支援 ④ 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施（再掲）
Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援	1 早期発見と安全確保	① 虐待の早期発見・早期対応の推進 <b>② DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化 &lt;重点12&gt;</b> ③ 教員、保育従事者等への研修の実施（再掲） ④ 被害者が同伴する子供の適切な一時保護の実施
	2 心身の健やかな発達への支援	① DV被害者とその子供に対する心のケアの実施（再掲） ② 子供の心のケア対策の充実 ③ 被害者が同伴する子供への支援体制の充実
	3 保育・就学・学習支援	① 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い（再掲） ② 被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供 <b>③ 一時保護施設における保育・学習支援の充実&lt;重点13&gt;</b> ④ 母子生活支援施設における保育・学習支援
Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進	1 民間団体との連携・協働の推進	① 民間団体との連携の推進 ② 専門的知見の活用・事業の協働実施 ③ 民間団体及び支援者等の安全確保
	2 民間団体の育成・支援	<b>① 事業活動への支援 &lt;重点14&gt;</b> ② 人材育成に関する支援 ③ 民間シェルター等への支援